

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、平成二十六年六月十六日より告示する。
払込利子の	振替単位	最低額面金	発行額	用等の適	法律及びそ	名稱及び記	個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第四条第十四項の規定による。
(一) 年額平成二十六年六月十六日	○面金額百円につき百円	する。整数倍の金額は記録によるものと金簿	額の記載又は記録によるものと金簿	一六万円	額の振替機関は日本銀行とする。その規	社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)	個人向け利付国庫債券(固定・
え、次の算式により算出した各取扱機関は、払込金額に加	・一四パーセント	年額平成二十六年六月十六日	年額平成二十六年六月十六日	一六十二万円	額の振替機関は日本銀行とする。その規	社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)	個人向け利付国庫債券(固定・

金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.14}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十一・三一五を乗じ
た金額（ただし、当該国債を
発行時において取得する者が
非居住者である場合には、前
記(一)の算式により算出した金
額に当該非居住者が適用を受
けた金額（ただし、当該國債を
購入所得税の税率を乗じた金
額）を控除する」とができる。

十一 初期利子

平成二十六年十二月十五日を支
付期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
付が銀行休業日に当たるととき
下、その翌営業日に支払う（以
て規定する期日について同じ。）
。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.14}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二

後第二期利息

毎年六月十五日及び十二月十五
日を支払期とし、各支払期にお
ける利息を支払う。前六月間に属
す。

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 平成三十一年六月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十六年六月十六日
中途換金の本店又は支店
七年六月十五日以後において行
うこととし、その後において行
次に区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
平成二十七年六月十五日か

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \\ 0.14 \\ \hline 100 \end{array}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

三六五

(二) 平成二十七年十二月十五日

十八 中途換金

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号
）第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあつ
ては、当該市又は当該市の区と
する。）の区域において、災害
救助法（昭和二十二年法律第百
十八号）による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかかる
たときは、当該個人向け国債を
有する者が、平成二十七年六月
十五日前であつても、当該個人
向け国債の中途換金を請求する
×
$$\frac{79.685}{100} \times 2$$

これがでやるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年十一月十五日から平成二十七年六月十五日前までの毎年の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十六年十一月十五日前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額)